

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 1 5 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告(公表)します。

平成 28 年 11 月 29 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

第 1 監査の対象

平戸市選挙管理委員会

第 2 監査の期日

平成 28 年 10 月 7 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 27 年度の財務に関する事務の執行及び事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は、例月出納検査により収入、支出等の帳簿類は確認しているため、主に事務事業について、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- ④ 契約の方法及び内容は適正か。

（3）庶務関係事務

- ① 公印の管理状況
- ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- ③ 文書の処理、整理保存状況

第5 監査の結果

監査の対象とした平成 27 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

第6 まとめ

平成 26 年 6 月に改正公職選挙法が成立し、選挙年齢が 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられ、平成 28 年執行参議院議員通常選挙から適用となった。平成 27 年度には、選挙権年齢引き下げに伴うシステム改修などを行うとともに、主に 18 歳となる高校生を対象とした啓発活動も行っており、今後とも投票率の向上に努めていきたい。